

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。

無償化の対象となる子ども・施設など

幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども・施設などは下表のとおりです。

「子育てのための施設等利用給付認定」の手続き

「②従来型の私立幼稚園」の預かり保育および「③認可外保育施設など」の無償化のための施設等利用給付認定」とあわせて、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育を必要とする事由

児童の保護者および同居の方が、就労（就労時間が月64時間以上）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などにより、児童を保育することができないと認められること。

「②従来型の私立幼稚園」を利用している方の手続き

受付期間や必要書類について、詳しくは施設で配布する幼児教育・保育の無償化に関する案内をご確認ください。

「③認可外保育施設など」を利用している方の手続き

8月13日(火)～30日(金) 場保育課

時申請書、必要書類（保育を必要とする事由が確認できる勤務証明書などの書類）※申請書類は、保育課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

※勤務証明書などの取得には時間を要する場合があります。お早めにご準備ください。※家庭の状況や世帯構成によって提出する書類が異なります。

無償化の対象とならない費用

通園送迎費・給食費・行事費・教材費・制服代・延長保育料などの「実費で徴収する費用」は、引き続き保護者の負担となります。これらの費用がこれまで保育料に含まれていた場合は、10月から新たに実費徴収となります。



認可外保育施設など設置者の方へ

認可外保育施設などの利用料の無償化には、事前の確認申請が必要となります。手続きについては、保育課へお問い合わせください。

表 無償化の対象となる子ども・施設など ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

		①認可保育施設など 保育所（園）、認定こども園、新制度に移行した幼稚園、小規模保育施設、企業主導型保育事業（標準的な利用料）	②従来型の私立幼稚園		③認可外保育施設など 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター（送迎のみの利用を除く）	④障がい児通園施設 児童発達支援、医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援など
			〈入園している場合〉	〈預かり保育を利用している場合〉		
0～2歳児	対象	住民税非課税世帯の子ども			市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども
	利用料	無償			月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償
3～5歳児	対象	該当するすべての子ども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども
	利用料	無償	通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償	月額上限37,000円まで無償 ※ただし、②の施設を利用している場合は、11,300円から預かり保育分として無償化される額を差し引いた額を月額上限とする	自己負担分が無償
認定の手続き		不要	「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要		不要	
問い合わせ		保育課 ☎480	教育総務課 ☎377		認可外保育施設、一時預かり=保育課 ☎480 病児保育、ファミリー・サポート・センター=子育て支援課 ☎839	障がい福祉課 ☎428

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました

警戒レベル4で全員避難

水害・土砂災害について、避難情報と防災気象情報が5段階に整理されました。警戒レベル3以上が発令されたら、地域で声をかけあい、落ち着いて避難行動をとりましょう。

問危機管理防災課 ☎305

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5 (市が発令)	既に災害が発生している状況。命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4 (市が発令)	全員避難をする。避難場所までの避難はかえって危険と判断する場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難するなど緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル3 (市が発令)	避難に時間を要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児など）とその支援者は、避難をする。その他の人は避難の準備を整える。	避難準備・ 高齢者等避難開始
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難に備え、避難場所や避難経路、避難のタイミングなど、自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1 (気象庁が発表)	防災気象情報などの最新情報に注意して、災害への心構えを高める。	早期注意情報

※事態が急変した場合など、段階を踏んで発令できない場合もあります。



防災行政無線

呼びかけの一例 (警戒レベル4・避難勧告)

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、八潮市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- △△川が氾濫するおそれがある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル5相当情報 はん濫発生情報 大雨特別警報など
警戒レベル4相当情報 はん濫危険情報 土砂災害警戒情報など
警戒レベル3相当情報 はん濫警戒情報 洪水警報など
警戒レベル相当情報は、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※国土交通省、気象庁、都道府県が発表